

「農地関係工事設計・施工条件確認会議試行要領」の改正（令和4年4月1日） 新旧対照表

改 正	現 行	備 考
<p>(開催)</p> <p>第3条 会議は、以下の場合に開催する。</p> <p>(1) 請負者発議による開催 　請負者は、設計図書の照査の結果、会議を開催することが工事の施工において必要と判断した場合、工事打合せ簿にて発注者と協議する。発注者は、会議の開催が必要と判断した場合、会議を開催する。</p> <p>(2) 発注者発議による開催 　発注者は、受発注者で特に設計意図や設計条件などの情報を共有する必要があると判断した工事、または請負者から提出された条件変更確認請求通知書の内容を検討した結果、設計・施工条件の確認が必要と判断した場合、会議を開催する。</p>	<p>(開催)</p> <p>第3条 会議は、以下の場合に開催する。</p> <p>(1) 請負者発議による開催 　請負者は、設計図書の照査における発注者回答の結果、会議を開催することが工事の施工において必要と判断した場合、工事打合せ簿にて発注者と協議する。発注者は、協議の結果、設計・施工条件の確認が必要と判断した場合、会議を開催する。</p> <p>(2) 発注者発議による開催 　発注者は、請負者から提出された条件変更確認請求通知書の内容を検討した結果、設計・施工条件の確認が必要と判断した場合、会議を開催する。</p>	
<p>(構成員)</p> <p>第4条 会議の構成員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 請負者 現場代理人、監理技術者（主任技術者）等</p> <p>(2) 発注者 総括監督員、主任監督員、専任監督員 等 　（統括監督員を置かない工事については、工事担当課の課長）</p> <p>(3) 設計受託者 　（当該工事の実施設計等を受託したコンサルタントの管理技術者等）</p> <p>(4) その他（発注者が必要と認めた場合） 　・下請負者の主任技術者等 　・隣接工区請負者の現場代理人及び監理技術者等 　・造成後の施設管理予定者（土地改良区、市町村等）</p>	<p>(構成員)</p> <p>第4条 会議の構成員は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 請負者 現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という）等</p> <p>(2) 発注者 総括監督員、主任監督員、専任監督員 　（統括監督員を置かない工事については、工事担当課の課長）</p> <p>(3) その他（発注者が必要と認めた場合） 　・設計受託者（当該工事の実施設計等を受託したコンサルタントの管理技術者等） 　・隣接工区請負者の現場代理人及び監理技術者等</p>	
<p>(開催時期)</p> <p>第5条 開催時期は、工事着手前の設計図書の照査後を目途に1回の開催を原則とする。なお、施工途中の開催が必要な場合は、複数回の開催を妨げない。</p>	<p>(開催時期)</p> <p>第5条 開催時期は、工事着手前の設計図書の照査後を目途に1回の開催を原則とする。なお、発注者発議による開催等で施工途中の開催が必要な場合は、複数回の開催を妨げない。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>(確認の対象とする事項等)</p> <p>第6条 会議で、確認の対象とする事項等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 確認事項</p> <p>ア 特別仕様書（施工条件）に関する事項</p> <p>イ 工事標準仕様書第1編1章1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項の内、設計・施工条件に関する事項</p> <p>ウ 条件変更確認請求通知書に関する事項の内、設計・施工条件に関する事項</p> <p>エ 発生の可能性のあるリスク</p> <p>オ その他、関係機関協議で発注者から伝達すべき事項等</p> <p>(2) 変更及び追加資料作成者の決定</p> <p>会議により確認された内容については、変更及び追加資料作成者、作成期限及びその費用負担者を決定する。</p> <p>(3) 会議報告書</p> <p>原則として発注者が会議報告にとりまとめ、会議参加者が相互に確認する。</p>	<p>(確認の対象とする事項等)</p> <p>第6条 会議で、確認の対象とする事項等は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 確認事項</p> <p>ア 特別仕様書（施工条件）に関する事項</p> <p>イ 工事標準仕様書第1編1章1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項の内、設計・施工条件に関する事項</p> <p>ウ 条件変更確認請求通知書に関する事項の内、設計・施工条件に関する事項</p> <p>（追加）</p> <p>エ その他、関係機関協議で発注者から伝達すべき事項等</p> <p>(2) 変更及び追加資料作成者の決定</p> <p>会議により確認された内容については、変更及び追加資料作成者、作成期限及びその費用負担者を決定する。</p> <p>(3) 会議報告書</p> <p>原則として発注者が会議報告にとりまとめ、会議参加者が相互に確認する。</p>	
<p>(運営)</p> <p>第7条 会議の運営は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特別仕様書への記載</p> <p>設計図書の特別仕様書記載条文（施工条件明示）で、「農地関係工事設計・施工条件確認会議」適用項目欄に「○」を記載する。</p> <p>(2) 開催の決定及び通知等</p> <p>ア 請負者発議による開催</p> <p>（7）請負者から会議の開催協議があり、発注者が開催を必要と判断した場合、発注者は会議の開催を開催10日前までに請負者に回答する。なお、開催しない場合は、その旨を回答する。</p> <p>（イ）発注者は会議の開催を開催10日前までに設計受託者等に通知する。</p> <p>イ 発注者発議による開催</p> <p>（7）発注者は会議の開催を開催10日前までに構成員に通知する。</p> <p>（削除）</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>ア 発注者は、請負者からの協議又は条件変更確認請求通知書の請求事項の他に、必要と思われる事項を整理し、会議資料を作成する。なお、設計受託者に必要最低限の確認事項を依頼できるものとする。</p> <p>イ 設計受託者は、確認事項の依頼があった場合、資料を会議開催2日前までに発注者に提出するものとする。なお、資料については既存資料を活用し、原則として新たな資料作成は行わない。</p> <p>ウ 発注者は、設計受託者が提出した資料について、発注者と設計受託者の意思統一が必要と判断した場合は、会議開催前までに調整を行う。</p>	<p>(運営)</p> <p>第7条 会議の運営は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 特記仕様書への記載</p> <p>設計図書の特別仕様書記載条文（施工条件明示）で、「農地関係工事設計・施工条件確認会議」適用項目欄に「○」を記載する。</p> <p>(2) 開催の決定及び通知等</p> <p>ア 請負者発議による開催</p> <p>（7）請負者から会議の開催協議があり、発注者が開催を必要と判断した場合、発注者は会議の開催を開催10日前までに請負者に回答する。なお、開催しない場合は、その旨を回答する。</p> <p>（イ）設計受託者を参加させる場合、発注者は会議の開催を開催10日前までに設計受託者に通知する。</p> <p>イ 発注者発議による開催</p> <p>（7）発注者は会議の開催を開催10日前までに請負者に通知する。</p> <p>（イ）設計受託者を参加させる場合、発注者は会議の開催を開催10日前までに設計受託者に通知する。</p> <p>(3) 事前準備</p> <p>ア 発注者は、請負者からの協議又は条件変更確認請求通知書の請求事項の他に、必要と思われる事項を整理し、会議資料を作成する。なお、設計受託者を出席させる場合は、必要最低限の確認事項を依頼できるものとする。</p> <p>イ 設計受託者は、確認事項の依頼があった場合、資料を会議開催2日前までに発注者に提出するものとする。なお、資料については既存資料を活用し、原則として新たな資料作成は行わない。</p> <p>ウ 発注者は、設計受託者が提出した資料について、発注者と設計受託者の意思統一が必要と判断した場合は、会議開催前までに調整を行う。</p>	

改 正	現 行	備 考
<p>(会議の経費)</p> <p>第8条 会議開催に伴う費用は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 会議開催に係る費用は、発注者が負担する。</p> <p>(2) 請負者の出席に要する費用については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるため、計上しない。</p> <p>(3) 設計受託者の出席に要する費用については、必要経費を積算し、別途委託契約等により支出する。</p>	<p>会議の経費)</p> <p>第8条 会議開催に伴う費用は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 会議開催に係る費用は、発注者が負担する。</p> <p>(2) 請負者の出席に要する費用については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるため、計上しない。</p> <p>(3) 設計受託者の出席に要する費用については、必要経費を積算し、別途委託契約により支出する。</p>	
<p>附則</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この要領は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(追加)</p>	